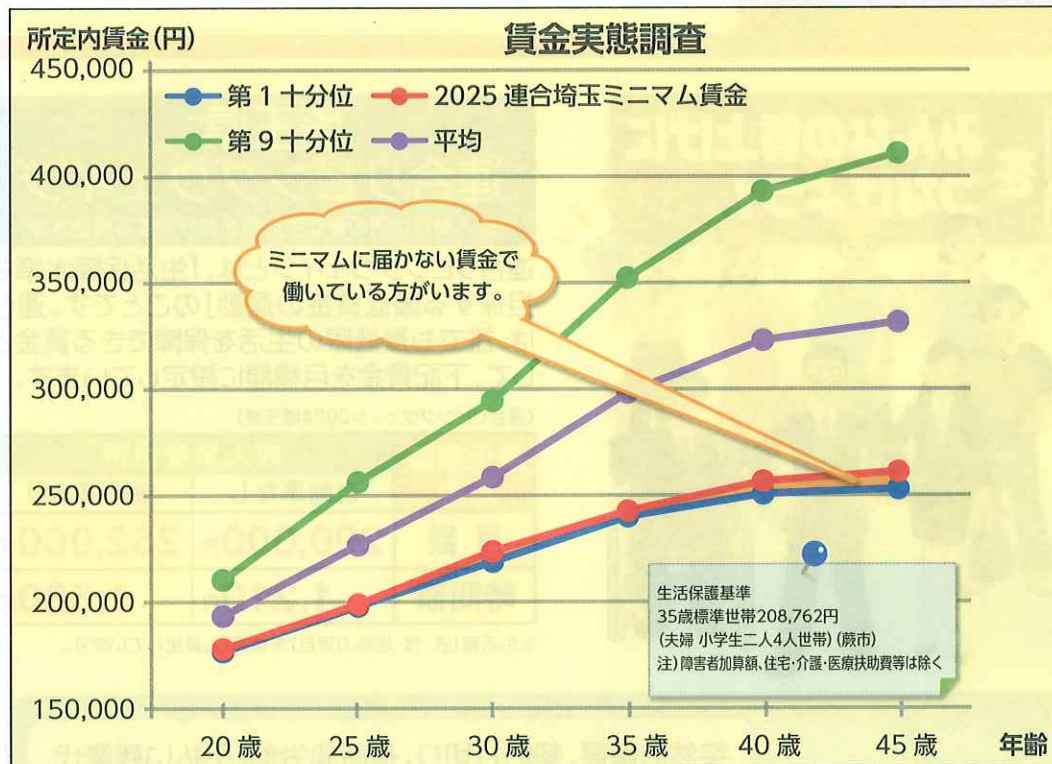


連合埼玉 2025春季生活闘争

【賃金格差是正・地域ミニマム運動】

埼玉県で働く全ての勤労者の皆さんへ地域ミニマム運動推進中

連合埼玉では、県内に働く10,619名の個別賃金調査を実施しその基礎データをもとに「最低(地域ミニマム)賃金」を設定しました。中小企業労働者の賃金格差を是正するため「〇〇円以下の賃金をなくす」ことをめざした運動を推進中です。



グラフの説明と 年齢別最低賃金の考え方

- ◆ グラフは連合埼玉に加盟する48の中小労働組合(10,619人)の2024年度賃金データを基本に年齢別のポイント賃金を表したものです。
 - ◆ 連合埼玉ではこの調査結果から、基軸となる6つの年齢ポイント(20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳)に最低(地域ミニマム)賃金を設定しました。
 - ◆ ミニマム賃金額の設定にあたっては、各年齢における第1十分位に該当する賃金を、2024年度ミニマム賃金額と比較して検討しました。
 - ◆ 連合埼玉の「地域ミニマム」運動として、生活保護基準「1級地―2(所沢市・蕨市・戸田市等)」の基準額を上回る金額を設定しました。
- ※第1十分位
賃金分布の中で下から10%
- ※第9十分位
賃金分布の中で下から90%

2025年度年齢別最低賃金基準 (ミニマム賃金)

(設定金額より低い賃金をなくしましょう)

年 齢	設定金額
20歳の人で	178,000円
25歳 //	199,000円
30歳 //	224,000円
35歳 //	243,000円
40歳 //	257,000円
45歳 //	261,500円

最低賃金は法律で定めています(右表参照)。ミニマム賃金は年齢別基準の目標値として提示しています。

- 《注意》
- ① この賃金は、男女同一です。
 - ② 年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
 - ③ 設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
 - ④ この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる定時間内の賃金です。

法律で定めている最低賃金は、下表の金額です。
パート、アルバイトをされている方は、
この金額以上の契約が義務づけられています。

埼玉県最低賃金

(発効日/2024年10月1日～)

時間額 1,078円

特定(産業別)最低賃金

(発効日/2024年12月1日～)

産 業	時間額
非鉄金属製造業	1,098円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,114円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円
輸送用機械器具製造業	1,102円
自動車小売業	1,089円